

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所に集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は1,730者程度が見込まれる。

令和7年11月25日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 奈良国道事務所長 河本 敦

1. 業務概要

- (1) 業務名 R 7 奈良国道事務所設計資料検査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、奈良国道事務所工務課における業務に関する設計の点検及び
照
査を行うことにより職員を支援し、当該事務所の円滑な事業推進を図るこ
とを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 設計の点検
- ・ 設計の照査

- (4) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、入札説明書による。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日

- (6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (8) 発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

- (10) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けたものを除く）でないこと。
- 4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 6) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記4.（2）2）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）
- 7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 中立公平性に関する要件

- 1) 業務の履行期間中に履行期間がある当該事務所発注業務（設計点検を必要とする詳細設計などの業務）の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 「資本面・人事面で関係がある」とは、次のア又はイに該当するものをいう。
 - ア 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等を言う。以下、同じ。）が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する

役員を兼ねている場合。

(3) 業務拠点に関する要件

競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

(4) 業務実績に関する要件

平成27年度以降公告日までに完了した以下に示す業務の実績を1件以上有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき業務成績評定が成されている業務においては、業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）でないことで実績として認める。また、調査基準価格を下回る価格で契約した業務においては、業務成績が70点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）でないことで実績とする。実績として認める業務

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政事務補助業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、事業促進PPP、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

(5) 配置予定管理技術者に対する要件

1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設に関する科目に限る。）又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者の資格を有する者
- ・RC CM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRC CMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（1）、公共工事品質確保技術者（2）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第三条ロにより国土交通大臣に認定された者。

2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

平成27年度以降公告日までに完了した以下に示す同種又は類似業務の実績を1件以上有すること（照査技術者として従事した業務は実績として認めない。）。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき業務成績評定が成されている業務においては、業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）でないことで実績として認める。

業務実績には、平成27年度以降公告日までに元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績とし

て認める。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

ア 同種業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務、公物管理補助業務、事業促進 P P P

イ 類似業務

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が发注した土木工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務、公物管理補助業務、事業促進 P P P
- ・ 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が发注した C M 業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（道路又は河川）の概略設計又は予備設計又は詳細設計、監理技術者又は主任技術者として従事した土木工事

3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中、本業務を発注者から受注した者と直接的な雇用関係があること。

4) 手持ち業務量

配置予定管理技術者は、令和7年11月25日現在におけるすべての手持ち業務（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年度の割合に応じた額とする。以下、同じ。）の契約金額の合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る価格で落札したものである場合は、手持ち業務量に制限がかかるものとする。

なお、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。

また、手持ち業務とは管理技術者等として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう（詳細は入札説明書参照）。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者であること。
- 2) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は設計図書に基づき算出するものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引きを実施し、落札者を決定する。
- 4) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記イ「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。

https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、C、D、Eの評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Fの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

A 配置予定技術者の経験及び能力

B 実施方針

C 評価テーマに対する技術提案

D 賃上げの実施

E WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連認定制度

F 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Aに係る評価点）＋（Dに係る加点）＋（E
に係る加点）＋（技術提案評価点）×（Fの評
価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（Bに係る評価点）＋（Cに係る評価点）

4. 入札手続等

（1）担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11 奈良国道事務所内
近畿地方整備局 総務部 総務事務センター 奈良・三重分室
電話：0742-88-7830

Mail：kkk-narakoku-nyuusatsu-nara-miebunsitsu@gxb.mlit.go.jp

なお、メール送付時は必ず電話連絡をお願いいたします。

（2）入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する
（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウ
ンロードすること）。

交付期間は、公告日から令和7年12月10日（水）までのうち行政機関の
休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機
関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分
まで（最終日は、12時00分まで）とする。ただし、上記交付方法による入
手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記
2）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子
データにて交付するので、下記2）にあらかじめ申し出たうえで、以下の場所、
期間にて交付する。

1）交付期間：公告日から令和7年12月10日（水）までの休日を除く毎日、
9時30分から16時00分まで（最終日は、12時00分ま
で）とする。

2）申込先及び交付場所：

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11 奈良国道事務所内
近畿地方整備局 総務部 総務事務センター 奈良・三重分室
電話：0742-88-7830

Mail：kkk-narakoku-nyuusatsu-nara-miebunsitsu@gxb.mlit.go.jp

なお、メール送付時は必ず電話連絡をお願いいたします。

3）交付申込期限：令和7年12月10日（水） 12時00分まで

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

1）提出期間：公告日から令和7年12月10日（水）までの休日を除く毎日
9時00分から18時00分まで。（最終日は、12時00分
まで）

なお、紙により持参する場合は、9時30分から16時00分
まで。（最終日は12時00分まで）

2）提出先（紙による持参、郵送等による場合）：上記（1）に同じ

3）提出方法：技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送等によ

り提出すること。なお、FAXによる申請は認めない。

(4) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和8年1月14日(水)を予定する。

(5) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること(郵送又はFAXによる提出は認めない)。

1) 電子入札システムによる締切は、令和8年1月29日(木)16時00分。

2) 紙により持参の場合は、令和8年1月29日(木)16時00分までに近畿地方整備局 奈良国道事務所 経理課 契約係に提出すること。

3) 開札は、令和8年1月30日(金)10時00分 近畿地方整備局 奈良国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に関して、ヒアリングを行う場合がある。

(8) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に参加表明書又は競争参加資格確認申請書等の提出日から入札に至る当該事務所において契約事務手続きが行われる業務(設計点検を必要とする詳細設計などの業務)に参加してはならない。

また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間と当該事務所において行われる契約手続きの期間(参加表明書又は競争参加資格確認申請書等の提出期限から入札書締切日まで)の一部または全部が重複する業務(設計点検を必要とする詳細設計などの業務)に参加してはならない。

なお、「業務に参加」とは、当該事務所発注業務に参加表明書又は競争参加資格確認申請書を提出すること及び当該事務所発注業務の再委託を受けること並びに当該事務所発注業務の担当技術者として出向・派遣することをいう。

「資本面・人事面で関係がある」とは、上記2.(3)2)に記載のとおりである。

(9) 上記2.(1)2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も、上記4.(3)により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (10) 競争参加資格確認申請書等の作成に関する費用は、競争参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。
- (11) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (12) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、競争参加資格確認申請書等に記載された内容の変更は認めない。また、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。落札者決定後、配置予定技術者の配置ができない場合、契約を結ばないことがある。
- (13) 詳細は入札説明書による。

以 上